

韓国知的財産ニュース 2016 年 2 月後期

(No. 313)

発行年月日：2016 年 3 月 9 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、2 月 15 日から 29 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 商標法、26 年ぶりに全部改正 (2016. 2. 25)
- 1-2 特許法の一部改正法律 (2016. 2. 29)
- 1-3 実用新案法の一部改正法律 (2016. 2. 29)
- 1-4 デザイン保護法の一部改正法律 (2016. 2. 29)
- 1-5 商標法の一部改正法律 (2016. 2. 29)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、2016 年非正常の正常化推進協議会を開催 (2016. 2. 16)
- 2-2 特許庁、特許取引専門官制度を活性化 (2016. 2. 16)
- 2-3 特許庁、2016 年知的財産教育計画を発表 (2016. 2. 17)
- 2-4 特許庁、出張型知財情報検索及び出願教育を実施 (2016. 2. 18)
- 2-5 特許庁、医療機器分野の特許リストを提供 (2016. 2. 23)
- 2-6 特許庁・産業部、中小企業ヒット商品を積極支援 (2016. 2. 23)
- 2-7 特許庁、アラブ首長国連邦へ特許情報システム輸出 (2016. 2. 24)
- 2-8 特許庁、トルコ特許行政の先進化を支援 (2016. 2. 29)
- 2-9 特許庁、未活用特許診断モデル事業を実施 (2016. 2. 29)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、海外における韓国偽ブランド根絶に総力 (2016. 2. 23)
- 3-2 特許庁・関税庁、模倣品取締り強化策を議論 (2016. 2. 24)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 自治体のブランド開発及び商標権登録が活発 (2016. 2. 22)
- 4-2 出願人の利便性向上に向け、商標審査制度を改善 (2016. 2. 22)

その他一般

※今号はありません。

法律、制度関連

1-1 商標法、26年ぶりに全部改正

韓国特許庁(2016.2.25.)

特許庁がこの3年間各界からの意見を聞き入れ、準備してきた商標法全部改正法律が来週公布される予定だ。改正商標法は公布後6ヵ月が経過した9月1日から施行される。これに先立ち、商標法全部改正法律は2月4日、国会の本会議を通過した。

今回の商標法全部改正は1990年の全部改正以降26年ぶりに行われるものであり、その意味は大きい。1990年以降、商標法は実に23回の改正があり、それによって枝条文が過度に羅列される等、体系の統一性が落ちており、内容も日本語からそのまま取り入れた表現が多く、国民が法を理解するのに困難があった。

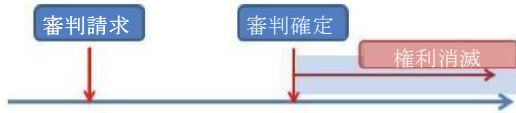
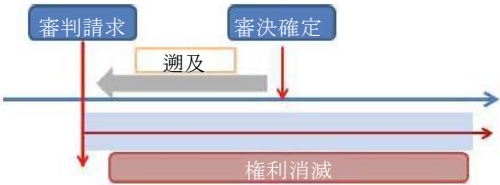
今回の全部改正法律は、①商標の定義を国際的な流れに合わせ簡潔に整備、②使用していない商標に対する商標登録の取消審判を誰でも請求できるように請求人の範囲を拡大、③先出願登録商標の類似可否の判断時点を登録可否の決定時点に変更する等、出願人の利便性向上や商標法の国際的調和に重点が置かれた。

まず、現在限定的に表現されている商標の定義を例示的に表現することで、国民が商標とは何かを分かりやすいようにした。これは、米国・欧州等の表現方式と同じものであって、商標が商品の出所を示し本来の機能をするのであれば、その表現方式に制限を設けず、全て商標として認められるようにした。

改正前	改正後
1. 商標とは、商品を生産・加工又は販売することを業として営む者が自己の業務に係る商品を他人の商品と識別されるようにするために使用する標章	1. 「商標」とは、自己の商品と他人の商品を識別するために使用する標章をいう。

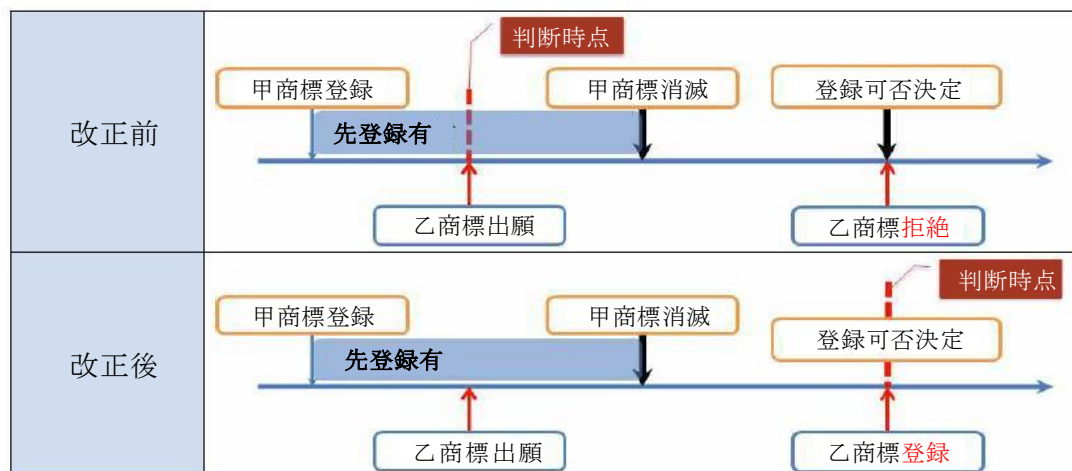
<p>イ. 記号・文字・図形、立体的形状又はこれらの結合(色彩結合を含む)</p> <p>ロ. 色彩又は色彩の組合、ホログラム、動作又はその他に視覚的に認識することができるもの</p> <p>ハ. 声・匂い等視覚的に認識することができないもののうち、記号・文字等の視覚的方法により写実的に表現したもの</p>	<p>2. 「標章」とは、記号、文字、図形、音、匂い、立体的形状、ホログラム、動作又は色彩等によって、その構成や表現方式に関係なく、商品の出所を示すために使用する全ての表示をいう。</p>
--	--

次に、これまで使用していない商標に対する商標登録の取消審判を「利害関係人」のみ請求することができたのを「誰でも」に拡大した他、取消審判の審決が確定すれば、その審判請求日に遡及して商標権が消滅するようにし、登録を受けたのに実際には使用せず、他人の商標選択権や企業の営業活動を制限するという問題点を解消した。

改正前	改正後
<p>(請求人の適格)</p> <p>-出願人又は商標権侵害者等「利害関係人」</p> <p>*利害関係人の証明必要</p>	<p>(請求人の適格)</p> <p>-誰でも</p> <p>*利害関係人の証明不要</p>
<p>(権利消滅時点)</p> 	<p>(権利消滅時点)</p> 

そして、これまでは出願人が商標を出願するときに同一又は類似した先登録商標があると、審査過程において先登録商標が消滅しても登録を受けることができず、不利益が生じていた。

しかし、今回の改正により、最終登録可否を決定する際に当該先登録商標が消滅したならば、登録を受けられるようにした。また、商標権が消滅した後1年間他人の同又は類似した商標の登録を排除していた規定を削除することで、出願人が新たに出願することによって発生する時間と費用を削減し、迅速な権利化ができるようにした。



さらに、商標が最終登録されれば、登録事実を商標公報に公告するようにして、国民が商標に関する情報にアクセスしやすくした他、出願人の細かい記載ミスを審査官が職権で直すことを可能にし、やむを得ない事由により手続きを逃した場合、救済期間を14日から2カ月に延長する等、これまで提起された出願人の不便を解消するための改善事項も全部改正に反映した。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「今回の商標法全部改正法律は、学界、企業の専門家らからの意見収集の上、法制処及び国会等で3年余りの準備期間を経てできたものである。国民の商標選択機会を拡大する等の規制緩和や出願人の利便性向上に重点を置いて推進したものであるだけに、国民の商標法に対する理解の向上及び企業の営業活動の支援に貢献できると思われる」と期待を示した。

1-2 特許法の一部改正法律

韓国特許庁(2016.2.29.)

特許法の一部改正法律(法律第14035号)が2016年2月29日付で公布されましたので、お知らせします。

□ 改正理由

特許出願された発明の早急な権利確定に向け出願審査の請求期間を短縮し、事後救済を拡大するために特許拒絶決定等に対する審判及び再審請求に対する手続きの追完可能期間を増やす一方で、不良特許を予防するため、誰でも先行技術情報に基づく特許取消事由により特許取消申請をすれば、審判官が当該特許の取消可否を迅速に決定する特許

取消申請制度を導入する等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完することを目的とする。

□ 主要内容

イ. 特許拒絶決定等に対する審判及び再審請求に対する手続きの追完期間の延長(第 17 条)

特許に関する手続きを踏んだ者が責を帰することができない事由により特許拒絶決定等に対する審判及び再審請求期間を遵守できなかった場合には、その事由が消滅した日から 14 日以内に手続きを追完することができるが、その期間が短いため国民の権利が制限される恐れがあることから、国際的基準に合わせて特許拒絶決定等に対する審判及び再審請求に対する手続きの追完可能期間を現行の 14 日から 2 カ月に増やす。

ロ. 正当な権利者の出願期間の延長(第 35 条但し書)

1) 今までは無権利者の特許を無効にするという審決が確定された場合、その特許の登録公告があった日から 2 年以内または審決が確定された日から 30 日以内のうち早い日までに正当な権利者が特許出願をしてこそ正当な権利者の特許出願は無効となったその特許の出願時に特許出願したことにみなしているが、この場合は特許無効審決が遅延されて無権利者の特許が登録公告の後、2 年が過ぎた後に無効審決が確定されれば、正当な権利者が保護を受けられない問題点がある。

2) 無権利者の特許を無効にするという審決が確定された日から 30 日まで正当な権利者が出願をすれば正当な権利者の特許出願時期が遡及されることで、正当な権利者を保護できるようにする。

ハ. 特許出願の審査請求期間の短縮(第 59 条第 2 項)

1) 特許出願の審査を受けるためには特許出願人から 5 年以内に出願審査の請求をするように定めていることにより、審査請求期間が長引き、特許発明に対する権利確定が遅延される問題点がある。

2) 国際的な流れに合わせて特許出願の審査請求期間を特許出願日から 3 年以内に短縮し、特許発明に対する権利確定が早急に行われるようにする。

ニ. 職権再審査制度の導入(第 66 条の 3 新設)

審査官が特許決定をした後、明白な拒絶理由を発見した場合、職権で特許決定を取り消し、その特許出願を再度審査できるようにして、欠陥のある特許を事前に防止できるようにする一方で、権利保護の安定性に向け特許権が設定登録される前までに限って特許決定を取り消すことができるようする。

ホ. 特許権移転請求制度の導入(第 99 条の 2 の新設)

これまでは、無権利者が特許出願をして特許を受けた場合、正当な権利者は無権利者の特許を無効にするという審決を受けた後、別途に特許出願をして特許権を取得することができたが、これからは、正当な権利者が無権利者の特許権の移転を裁判所に請求し、裁判所の判決を受け無権利者の名義で設定登録された特許権を移転登録する方法でも特許権を取得できるようにし、正当な権利者の便宜を図る。

ヘ. 特許取消申請制度の導入(第 132 条の 2 から第 132 条の 15 まで新設、第 133 条第 1 項各号外の部分)

1) 現在では、特許権の設定登録日から登録公告日後 3 ヶ月以内には誰でも特許無効審判を請求できるようにし、特許要件を具備していない特許を早期に無効にすることができるようにしているが、特許無効審判手続きが複雑であるため、活用度が低いという問題点がある。

2) 誰でも欠陥のある特許に対して先行技術情報に基づく特許取消事由を特許審判院に提供すれば、審判官が当該特許取消可否を迅速に決定することを内容とする特許取消申請制度を導入することで、特許検証を強化する。

□ 施行日：公布の日より 1 年を経過した日から施行する。

改正全文は、韓国法制処のホームページ(<http://www.moleg.go.kr/main.html>)にてご覧いただけます。

1-3 実用新案法の一部改正法律

韓国特許庁(2016.2.29.)

実用新案法の一部改正法律(法律第 14034 号)が 2016 年 2 月 29 日付で公布されましたので、お知らせします。

□ 改正理由

登録実用新案の活用を高めるため、実用新案権の共有者は、契約で特別に約定した場合を除いては、他の共有者の同意を受けずに自分の持分全部を譲渡できるようにし、欠陥のある実用新案登録を予防するため、誰でも先行技術情報に基づいた実用新案登録取消の理由により実用新案登録取消申請をすれば、実用新案登録の取消可否を迅速に決定する実用新案登録取消申請制度を導入する等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完することを目的とする。

□ 主要内容

イ. 職権再審査制度の導入(第 15 条)

審査官が実用新案登録決定をした後、明白な拒絶理由を発見した場合、職権で実用新案登録決定を取り消し、その実用新案登録出願を再度審査できるようにして、欠陥のある登録実用新案を事前に防止できるようにする一方で、権利保護の安定性に向け実用新案権が設定登録される前までに限って実用新案登録決定を取り消すことができるようする。

ロ. 共有に係る実用新案権の持分譲渡の制限緩和(第 28 条)

実用新案権が共有に係る場合には、各共有者は他の共有者全員の同意を得なければ、自分の持分を譲渡し、又は質権を設定することができないため、実用新案権の持分譲渡等による利益創出の機会が遮断される問題点があるので、契約で約定した場合を除いては、他の共有者の同意なしに同一人にその持分の全部を譲渡し、又はその持分の全部を目的とする質権を設定することができるようにすることで、共有権者が持分をより容易に活用できるようにする。

ハ. 実用新案登録取消申請制度の導入(第 30 条の 2 及び第 30 条の 2 新設)

1) 現在では、実用新案権の設定登録日から登録公告日後 3 ヶ月以内には誰でも実用新案登録無効審判を請求できるようにし、実用新案登録要件を具備していない実用新案登録を早期に無効にすることができるようにしているが、実用新案登録無効審判手続きが複雑であるため、活用度が低いという問題点がある。

2) 誰でも実用新案権の設定登録日から登録公告日後 6 カ月になる日まで先行技術情報に基づく実用新案登録取消事由により特許審判院長に実用新案登録取消申請をすれば、審判官が当該実用新案登録の取消可否を迅速に決定するようにする実用新案取消申請制度を導入することで、実用新案登録の検証を強化する。

施行日：公布の日より1年を経過した日から施行する。

改正全文は、韓国法制処のホームページ(<http://www.moleg.go.kr/main.html>)にてご覧いただけます。

1-4 デザイン保護法の一部改正法律

韓国特許庁(2016.2.29.)

デザイン保護法の一部改正法律(法律第14032号)が2016年2月29日付で公布されましたので、お知らせします。

改正理由及び主要内容

現行法では、デザインに関する手続を踏んだ者がその責に帰することができない事由によりデザイン登録拒絶決定等に対する審判及び再審請求期間を遵守することができなかった場合には、その事由が消滅した日から14日以内に手続を追完できるようにしている。

しかし手続を追完できる期間が短いため、国民の権利が制限される恐れがあり、同法の補正命令違反による無効処分取消請求や登録料の追納期間より過度に短い側面がある。

これを受け、デザイン登録拒絶決定等に対する審判及び再審請求に対する手続の追完可能期間を現行の14日から2ヵ月に改正する。

施行日：この法律は公布の日から施行する。

改正全文は、韓国法制処のホームページ(<http://www.moleg.go.kr/main.html>)にてご覧いただけます。

1-5 商標法の一部改正法律

韓国特許庁(2016.2.29.)

商標法の全部改正法律(法律第14033号)が2016年2月29日付で公布されましたので、お知らせします。

改正理由

商標に対する国民の理解を助けるために、過度に複雑で制限的に規定されている商標の定義規定を商標の核心的な意味とその代表的な表現方式を中心に簡潔に整備し、地理的表示を不正な目的で出願し、又は著名な他人の商標を使用する場合においても商標登録を受けられない商標であるかどうかに対する判断の時期を出願時にするとともに、商標の不使用に対する事後管理を強化するために商標登録の取消審判制度を整備する一方で、法文章を原則としてハングルに書き、難しい用語を易しい用語に変え、長くて複雑な文章を簡潔にする等、国民が法文章を理解しやすいように整備することを目的とする。

□ 主要内容

- イ. 商標を自分の商品又はサービス等と他人の商品又はサービス等を識別するために使用する標章と定義し、標章をその構成や表現方式に関係なく商品の出所を示すために使用する全ての表示と定義し、商品の識別力と出所表示等、その核心的な意味と代表的な表現方式を中心に簡潔に整備する(第2条第1項第1号及び第2号)。
- ロ. 特許庁長又は特許審判院長は、商標登録の出願公告に対する異議申立ての理由等の補正期限及び補正却下決定に対する審判の請求期間等を、当事者の請求又は職権により30日以内で一回延長できるようにする(第17条第1項)。
- ハ. 商標に関する手続きを踏んだ者が責を帰することができない事由により拒絶決定に対する審判等の請求期間を遵守できなかった場合に、その手続きを追完することができる期間をその事由が消滅した日から2カ月に拡大する(第19条)。
- ニ. 締約国商標権者の同意なしには、商標登録を制限する出願人の範囲を共同事業実施・雇用等の契約関係や業務上取引関係、又はその他の関係に拡大する(第34条第1項第21号)。
- ホ. 地理的表示を不正な目的で出願し、又は著名な他人の商標を使用する場合には、商標登録を受けられない商標であるかどうかに対する判断の時期を出願時にする(第34条第2項)。
- ヘ. 職権補正の全部又は一部が最初からなかったものとみなす場合、すでに決定された出願公告決定も取り消されるものとみなす(第59条第4項)。
- ト. 異議申請に対する審査において、当事者が主張しない理由についても審査できる判断主体を審査官合議体に明確にする(第63条)。

チ. 商標登録の取消審判の請求人適格を誰でもに拡大し、商標の不使用による取消審判の審決が確定した場合、請求日を遡及して商標権が消滅するようにする(第 119 条第 6 項・第 7 項)。

□ 施行日：公布の日より 6 カ月を経過した日から施行する。

改正全文は、韓国法制処のホームページ(<http://www.moleg.go.kr/main.html>)にてご覧いただけます。

関係機関の動き

2-1 特許庁、2016 年非正常の正常化推進協議会を開催

韓国特許庁(2016.2.16.)

特許庁は 2 月 17 日、2016 年非正常の正常化推進協議会を開催する。今回の協議会では、昨年の成果を振り返るとともに、今年の新計画を議論する予定だ。

特許庁は 2015 年、全省庁で初めて「政府 3.0 働き方(開放・共有・疎通・協力)における非正常の正常化」を推進基本方向に設定した。新しい課題を発掘するために、国民提案を活性化し、国民サポーターズを活用して PR する等、多様な方法で国民が参加できる機会を設けた。

主な成果としては、「商標ブローカー根絶」課題を集中的に推進し、国内における商標ブローカーによる出願件数が 2014 年に比べて 94.7%減少し、特許虚偽表示防止に向け「知財権虚偽表示通報センター」を開所した。

* 商標ブローカー出願件数：(2012 年)3,504→(2013 年)7,236→(2014 年)6,276→
(2015 年)332

今年、「正しい政府 R&D 特許成果管理制度の定着」を中核課題に選定し、重点的に推進する計画だ。これを通じて、政府 R&D 事業に通じて創出された特許成果を所属機関ではなく、「個人名義で所有」したり、同一な特許成果を異なる課題の出願・登録成果として重複して提出する「二重成果提出」のような非正常的慣行を是正する予定だ。

特許庁の非正常の正常化推進協議会は、教授、弁理士、企業関係者、公務員等の15人の委員からなっている。

特許庁のソン・ヨンシク企画調停官は「同協議会を通じて、今年度の非正常の正常化推進計画を点検するとともに、新しい課題に関する意見を収集して国民本位の非正常の正常化を本格実行していくつもりだ」と述べた。

2-2 特許庁、特許取引専門官制度を活性化

韓国特許庁(2016.2.16.)

特許庁は、特許技術の移転・取引を希望する中小企業を対象に、取引相談や適切な需要・供給特許技術の発掘・マッチング、仲介交渉及び契約締結に向けた法律検討等を支援するため、2006年から特許取引専門官制度を運営している。

これまで特許取引専門官が取引した知的財産権は1,063件、技術料は868.9億ウォンで1件当たり平均技術料は81.7百万ウォンとなる。昨年の1件当たり平均技術料は1.1億ウォンと、専門官一人が取引した知的財産権の平均技術料は25.4億ウォンに上る。

今年は、計17人の特許取引専門官が創造経済革新センターと連携し、中小企業が必要とする大企業開放特許の活用をサポートする。

また、特許の移転を受けた企業がさらなる研究開発に取り組み、事業化に成功できるよう、産業部・未来部・中小企業庁等、各部署で推進している事業を連携させる一方で、特許取引・移転が全国的に活発に行われるよう、技術分野別業種団体や自治体等との協力体制も整える予定だ。

長期的には特許取引・移転市場が民間を中心に定着できるよう、特許技術需要者、供給者、仲介者、投資家間の交流の場を積極的に設ける方針だ。

特許庁のキム・ジョンギョン産業財産活用課長は「特許技術の移転・事業化により、中小企業が新たな収益源を創出し、関連サービス産業も成長できるよう、特許取引専門官が需要企業と供給技術をつなげる架け橋のような役割を果たすことを期待する」と述べた。

特許庁の国際知識財産研究院は、創造経済の実現をリードする知財人材を育成するための「2016 年度国家知識財産教育訓練総合計画」を発表した。

同計画は、全国民を対象に 210 集合教育課程と 204 オンライン教育課程を開設し、年間約 40 万人(集合 1 万人、オンライン 39 万人)に特許法等、知的財産と発明教育を実施することを目標としている。

まず、産業現場の声を審査・審判につなげるため、審査官を対象とした新技術教育及び現場訪問体験・実習課程を拡大するとともに、高品質審査・審判サービスの提供に向けた民法等、法令教育をレベルに合わせて提供する予定だ。

一般人を対象とした知的財産教育課程は、教育効果の拡大のためにフリップラーニングを取り入れる。フリップラーニングとは、オンラインを通じてまず先行教育をした後、オフラインで具体的な質問や討論を行う教育方式である。

これと同時に、知的財産の権利化、知的財産の情報検索、知的財産の紛争防止等、国家職務能力標準*を連携した教育と実施し、知財専門人材として業務をやりこなすことができるよう支援する計画だ。その他に、公共及び民間の知財権教育機関と協力し、レベルに合わせて体系的な知財権創出・保護・活用に関する教育も行う。

*国家職務能力標準(National Competency Standards)：産業現場の職務を全うするために必要な能力(知識、技術、態度)を国が産業部門別・水準別に標準化したもの

また、青少年向け発明教育のために 7 千人の特許庁発明記者団活動をさらに拡大する一方で、研修院内の発明教育センターでは、小・中・高校生 4 千人を対象に発明体験プログラムを運営し、TRIZ 手法*や発明とソフトウェア融合教育等、最新トレンドを反映した教育を行うことで、未来型融合人材の育成に取り組む予定だ。

*TRIZ 手法：問題が発生した根本的な原因を探し出し、これを解決する方法を模索する方法論。TRIZ は、クリエイティブな問題解決理論という意味のロシア語(Teoriya Reshniya Izobretatelskikh Zadatch)の頭文字

この他にも、知財教育において大きな役割を果たしているオンライン知的財産教育は、需要者中心のコンテンツを継続的に確保するとともに学習進度管理や専門家相談等、学

習者一人一人に合わせたきめ細かなサービスを提供する等して、教育効果をさらに高めていく予定だ。

特許庁国際知識財産研究院のキム・ホンジュ教育企画課長は「国の産業発展に向け、今年も国民教育を通じて創造経済の実現に努め、知財大国をリードするクリエイティブな人材 40 万人を養成するために、引き続き努力していきたい」との意気込みを述べた。

2-4 特許庁、出張型知財情報検索及び出願教育を実施

韓国特許庁(2016.2.18.)

特許庁は「出張型知財情報検索及び電子出願教育」を実施することを明らかにした。

2016 年上半期需要調査により、訪問教育、招聘・連携教育を含み、105 回(1,831 人)を無料提供する計画だ。

これまで特許庁は、毎年上・下半期に分けて知的財産に関する基本理論と情報検索及び出願に関する教育を実施してきた。全国の大学・公共機関・中小企業等を講師が直接訪問して教育を行い、2015 年には 2 千人余りに無料で教育を提供した。

今年からは韓国著作権委員会、韓国知識財産研究院、農業技術実用化財団等と協力し、著作権、特許、農業経営コンサルティング等を統合した「分野別オーダーメイド型教育」も実施する予定だ。

この他にも国や自治体が支援する特殊技術分野の機関を発掘し、教育課程の協力範囲を拡大する予定だ。多様な産業分野及び知的財産関係機関と合同教育を行うことで、産業技術と知的財産が結びつけられた、より充実した教育が実現できると期待される。

特許庁の出張型検索及び出願教育は、特許、デザイン、商標等の情報検索及び電子出願に関する基礎教育(6 課程)と深化教育(3 課程)で構成されており、教育対象者によっては特化教育(3 課程)が追加提供される。

2-5 特許庁、医療機器分野の特許リストを提供

韓国特許庁(2016.2.23.)

- 特許庁は、医療機器分野で中小企業が必要とする特許を容易に探し出して活用できるように、国内の大学及び公共研究所が保有した特許リストを提供すると明らかにした。
- 過去 15 年間(2001～2015 年)、医療機器分野で出願され登録を受けた大学及び公共研究所の特許を類型別に分類し、各分類別に作成された特許リストを提供することにより、誰でも当該分野の大学及び公共研究所が保有した医療機器特許を容易に探して技術取引を推進できるよう支援する。

〈医療機器特許の分類基準〉

- ◆ 特許庁は 2015 年、医療機器を類型別に 14 中分類と 80 小分類に区分し、各分類を国際特許分類(IPC)と 1:1 にマッチングした「医療機器-特許分類の連携表」を作成
- ◆ 連携表を基準に大学及び公共研究所の特許を 80 小分類で分類することで、技術分野さえ知っていれば、当該医療機器に関する大学及び公共研究所の特許を誰でも簡単に探し出すことができるよう、リストを提供

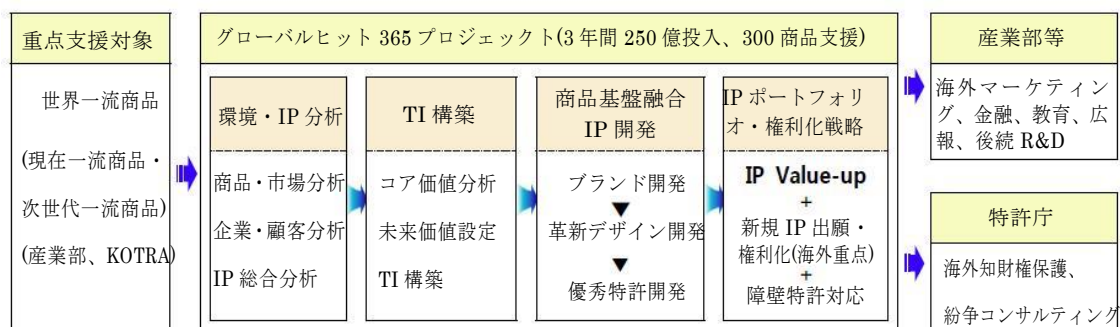
- これにより、「既存の特許を活用しようとしても、当該分野の特許を誰が保有しているかが分からない」という中小企業の問題が相当部分解決されるものと期待される。
- また、医療機器分野の技術の変化が一目分かる医療機器特許出願及び登録動向の分析資料に加え、
 - 技術成長段階と長短期増加率の分析資料を提供することで、中小企業が未来の有望な技術分野について、より簡単かつ正確に予測できるよう支援する。
 - 分析結果によると、広く手術治療と生体計測分野に分類され、狭くは整形器具、生体診断、電気刺激器分野が代表的有望技術分野*に分類されている。
 - * 有望技術分野とは、①技術成長段階の分析結果「成長期」に該当し、②長短期特許出願・登録増加率が医療機器全体の平均増加率より高い分野をいう。
- 特許庁のチェ・ジョンユン医療機器審査チーム長は
 - 「昨年から提供し始めた特許出願及び登録動向資料によって医療機器分野全体における特許の推移を把握することができたとすれば、
 - 今回提供される特許リストと増加傾向分析資料は、中小企業が技術取引を推進し、

- 又は R&D の投資方向を決める際に実質的に役立つだろう」とし、
- 「これからも医療機器分野に従事する中小企業等が特許をより容易に活用できるよう、必要な情報を継続的に提供する予定だ」と述べた。

2-6 特許庁・産業部、中小企業ヒット商品を積極支援

韓国特許庁(2016.2.23.)

- 特許庁と産業通商資源部は、中堅・中小企業のヒット商品を集中的に支援する「グローバルヒット 365 プロジェクト」を推進することを明らかにした。
- 「グローバルヒット 365 プロジェクト」とは、中堅・中小企業のヒット商品が 1 年 365 日間知的財産権(IP)紛争への心配なく、世界市場を主導できるように商品開発の段階からブランド・デザイン・特許を融合した IP 戦略を総合的に支援する事業であり、3 年間 250 億を投じ、300 余りの商品の支援を目標とする。
 - 今回のプロジェクトは、激しい競争による技術及び商品の寿命の短縮、IP 紛争の拡大、感性消費の影響で商品の競争力から IP、特に、ブランドやデザインが重要となるグローバル環境等を反映したものだ。
- 支援効果の大きい世界ナンバーワン商品の生産企業を重点支援対象とし、これまで別々行われた特許庁のデザイン・特許戦略の支援と、産業部(KOTRA)のブランド・海外情報調査の支援を統合し、両省庁の専門性を生かしつつ、支援の効率性も高める計画だ。
 - また、グローバルヒット商品の集中支援体制を構築し、IP 戦略総合支援以降に産業部(KOTRA)の海外マーケティング、特許庁の紛争コンサルティング等を連携し、商品の開発段階から海外進出までワンストップで支援する予定だ。
- IP 戦略総合支援の主な内容としては、△商品・市場・IP 総合分析、△トータル・アイデンティティ(TI)の構築、△現地適合型ブランド・革新デザイン・優秀特許の開発、△海外中心の IP 出願・権利化の支援等がある。



- これまでは、技術を中心に特許戦略を支援 (IP-R&D) した後、ブランドやデザインを考慮して商品を開発する供給者視点のプロセスだったが、これを需要者観点に完全に換え、顧客が初めて見るような商品のブランド及びデザインを先に作った後、これに合わせて技術(特許)を適用して新しいヒット商品を作り出す戦略を提示し、この過程において海外商標・デザイン・特許権を取得するようにサポートすることが、支援内容の中核となる。
- これは、市場で顧客が商品の機能・品質等の伝統的価値だけでなく、ブランドやデザイン等の要素に対する関心が高まっていることや、人が技術をリードする現実を考慮したことだ。
- また、高度の融合・複合 IP 戦略を効果的に支援するため、IP 戦略専門家(特許・デザイン・ブランド)と IP 分析機関(特許・デザイン・ブランド)において、専門担当チームが構成され、企業研究者を密着して支援する。
- 韓国中堅・中小企業の場合は、デザイン、マーケティング部署がないか、あっても研究開発部署と分離され緊密な協力が困難な状況にあり、これを考慮すると、ブランド・デザイン・特許を融合した総合戦略を提示する同プロジェクトは、我が中堅・中小企業がグローバル市場におけるヒット商品を開発するのに大きな役割を果たすものと期待される。
- 今年 2~3 月に支援企業と IP 分析機関の選定を完了し、4 月から 9 ヶ月間、約 40 社を支援する予定であり、さらに、特許、デザイン、ブランド、R&D 分野の専門家フォーラムを立ち上げ、様々な政策ニーズも聴取することで同事業をさらに発展させていく計画だ。
- 産業通商資源部のパク・ジンギョ貿易政策官は「これまで世界一流商品の生産企業

に対する支援を通じて、韓国企業の輸出競争力を高めてきた。今回のプロジェクトを通じてブランド・デザイン・特許で武装した世界一流商品が韓国輸出のリーダー役になることを期待する」と述べた。

- 特許庁のキム・テマン産業財産政策局長は「最近グローバル IP 環境の中で、ヒット商品の創出と維持のためには、ブランド・デザイン・特許に関する総合戦略が必要となる。同事業は、我が中堅・中小企業のヒット商品のグローバル競争力を一層高められるきっかけになるだろう」との期待を示した。

2-7 特許庁、アラブ首長国連邦へ特許情報システム輸出

韓国特許庁(2016.2.24.)

チェ・ドンギョ特許庁長とアルシェヒ (Al Shehhi) アラブ首長国連邦の経済部次官は2月25日特許庁ソウル事務所にて、了解覚書(MOU)を締結し、韓国型特許情報システムを450万ドル(約55億ウォン)規模でアラブ首長国連邦政府へ初めて輸出する事業契約も締結する。

両国は同MOUにより、特許システム開発・運営の経験を通じたアラブ首長国連邦システム構築、知的財産教育、アラブ首長国連邦の特許部門の拡大に向けた組職コンサルティング等において協力を行う。

アラブ首長国連邦政府への初の輸出となる特許情報システムは、アラブ首長国連邦における特許とデザインの出願、審査、登録、手数料の納付等、特許行政の全過程をオンラインで処理するシステムであり、特許庁傘下の韓国特許情報院コンソーシアムが3月から今年末まで事業を行う。

これまで韓国特許情報システムに関しては、モンゴル、アゼルバイジャン、アフリカ知的財産権機構(ARIPO)などに公的援助(ODA)の形で支援したことはあったが、相手国政府がシステム構築費用を全額負担する輸出の形では、今回が初めてとなる。

今回のシステム輸出契約を結ぶことができたのは、1999年、世界で初めてインターネット基盤の特許電子出願システムを構築する等、韓国の特許分野における電子政府の運営成果を世界から認められた結果であり、特許庁とアラブ首長国連邦政府の間での持続的な協力関係及び信頼関係がその土台にあったといえる。

2014年2月アラブ首長国連邦の経済部と知財権分野の包括的協力MOUを締結したのを皮切りに、アラブ首長国連邦の特許審査業務を代行するために、韓国特許審査官5人が現地で派遣勤務中であり、特許出願の一部は韓国で審査処理を進めている。

特許庁は、中東諸国がポストオイル(Post-Oil)時代に備えるために、知的財産権制度及びシステムを整備しようとする動きが活発であることを踏まえ、アラブ首長国連邦に形成された韓国の知的財産制度が周辺地域に広がる起爆剤としての役割を果たすと期待している。

チェ・ドンギョ庁長は「今回の特許情報システム輸出契約は、これまで資源、エネルギー、建設等、伝統的な産業に集中されていたアラブ首長国連邦との協力分野を知的財産、電子政府等、高付加価値の新成長エンジン分野へと拡大したという点で大きな意味がある。特許庁はこれからも韓国型特許システムの海外進出をさらに積極的に進めていきたい」と意気込みを述べた。

2-8 特許庁、トルコ特許行政の先進化を支援

韓国特許庁(2016.2.29.)

韓国特許庁は、知的財産権分野の経験を生かしてトルコ特許行政の先進化を支援すると発表した。

チェ・ドンギョ特許庁長は2月29日(月)開催される「韓・トルコ特許庁長会談」で、トルコのハビプ・アサン(Habip ASAN)特許庁長とトルコ特許庁の「国際調査機関承認」を支援するための了解覚書に署名する計画だ。

国際調査機関*は世界知的所有権機関(WIPO)の加盟国(148ヵ国)総会で国際特許出願に関する国際調査能力の承認を受けた機関であって、国際出願の特許性を事前調査する業務を行う。

* (国際調査機関の現況) 韓国・米国・欧州・日本・中国・オーストラリア・オーストラリア・ブラジル・カナダ・チリ・エジプト・スペイン・フィンランド・イスラエル・ノルディック・ロシア・スウェーデン・インド・シンガポール・ウクライナ・ビセグラドゥ特許庁

国際調査機関として承認を受けるためには、一定の基準*を満さなければならず、既存の調査機関からコンサルティングを受けなければならない。

* (国際調査機関の資格) 国際調査ができる 100 人以上の審査官の確保、特許性判断に活用できる特許・非特許の文献データベースの保有、良質の国際調査ができる品質経営システムの構築

特許庁は優れた審査品質を認められ、国際調査件数で、欧州、日本に続き世界で 3 番目となっている。昨年には、約 2 万 8 千件*の国際調査を行い、1,815 万ドルの外貨を獲得した。

* 米国等 14 カ国(フィリピン、ベトナム、インドネシア、モンゴル、シンガポール、ニュージーランド、米国、マレーシア、スリランカ、オーストラリア、タイ、チリ、ペルー、サウジアラビア)から依頼された 1 万 5 千件余りを含む

トルコは国際調査機関になるため、昨年 11 月韓国に対し、国際調査のノウハウ伝授とインフラの構築等に関するコンサルティングを要請した。これは、韓国の特許審査能力が国際的に認められた結果とみられる。

これにより、昨年 12 月に特許庁の専門家がトルコを訪問して品質経営システムと先行技術データベースの構築を支援しており、今後審査官教育や電算システムの改善等の支援も続ける予定だ。

また、両国庁長は知的財産権の保護分野に関する議論を進めていくことにも合意する予定であり、これは、韓・トルコ FTA(2013.5)の締結でトルコ進出を拡大させている韓国企業の知財権の保護に寄与できると期待される。

チェ・ドンギョ特許庁長は「今回の了解覚書の締結は、この 10 年間着実な経済成長を成し遂げ、世界 17 大経済大国に成長したトルコとの間で知財分野の協力を本格化できるきっかけになるとみられ、今後韓国の行政システムがさらに拡大することにもつながると思う」と述べた。

2-9 特許庁、未活用特許診断モデル事業を実施

韓国特許庁(2016.2.29.)

政府出捐研究機関の A 研究所は、最近悩みに悩んでいる。近年活用されていない特許(未活用特許)が増え、特許維持費の負担が急増したからだ。しかも、いざ未活用特許を整理しようとする、研究者らの反対も激しく、どのような基準でどう整理しなければならないのかが分からず、戸惑っている。

特許庁は、公共機関保有特許の活用度を高めるとともに、未活用特許は最小化するため、大学・公共研究機関が保有した特許を診断し、特許管理戦略に関するコンサルティングを提供する「公共機関保有特許の診断支援」を今年から試験的に実施すると明らかにした。

知的財産活動実態調査(特許庁、2015年)によると、大学、政府出捐研究機関の特許活用率は32.9%と、企業の40~50%水準(活用率77.1%、事業化率57.0%)に過ぎない。こうした特許活用率を高めるためには、需要のある企業を発掘して移転させる等、技術移転・事業化支援も重要だが、活用可能性の低い特許を事前に整理・診断する体系的な特許管理も必ず必要となる。

このように大学・公共研究機関は、定期的に保有特許を調査・分析・評価し、維持するか放棄するかを決定し、有・無償技術移転戦略の構築等をしなければならないが、これを体系的に行う知的財産専門人材が非常に不足している上、客観的な判断指標や手続きも整っていない状況だ。

このような点に着目し、膨大な特許情報と専門人材、多様な特許分析のノウハウを持っている特許庁は、今年から政府R&D特許を多数保有している機関を中心にまず10カ所の機関を選定して試験的に支援を行い、この結果を基に今後、大学・公共研究機関全体へと拡大する計画だ。

保有特許の診断は、公共機関が保有中である特許の質的優秀性と活用可能性を基に、管理等級を診断(1段階)し、機関レベルでの総合的な特許管理・活用戦略を構築(2段階)する手続きで進められる。特に、OECD特許品質指標(PQI)、特許価値自動評価システム(SMART)、技術別特許移転率、企業の需要技術情報、技術寿命周期等、検証された特許指標の分析や特許・技術専門家のアドバイスも提供される予定だ。

特許庁のキム・テマン産業財産政策局長は「現在韓国では、特許登録までの作業ばかり重視されており、登録後の定期的な分析・評価等、体系的な特許管理の努力は多少足りないのが現状だ。特許庁の専門性とノウハウを活用して、不要な特許費用は最小化しつつ、未来有望な特許権は戦略的に確保する特許管理文化が研究現場に定着するように努力する計画だ」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 特許庁、海外における韓国偽ブランド根絶に総力

韓国特許庁(2016.2.23.)

特許庁は、今年海外知財権保護支援事業を進めるに当たって、中国、東南アジア等、韓流が広まっている地域における偽ブランド根絶に最優先に取り組むことにした。

電子商取引を通じた消費財輸出促進が政府の主な輸出戦略になり、韓流が流行っている国での韓国ブランド保護が非常に急がれる。

最近中国で「○○韓牛」、「△△バケット」等の商標を現地ブローカーが無断で先取りして譲渡交渉を求める事件が発生する等、韓国企業がトラブルに巻き込まれている。

また、中小ファッションかばん・衣類メーカーのギャラリーエイエムは、韓流と共に中国等で大きな人気を集めているが、昨年中国オンラインショップに掲載された販売リストの70%以上が模倣品であることを発見し、特許庁の協力を受け18,000余りの販売サイトのリンクを削除したことがある。

特許庁傘下の韓国知識財産保護院は、海外オンラインでの模倣品取引について通報を受けると、証拠を収集した後、当該サーバーの運営機関と協議してサイト閉鎖等の措置を取っている。

この他にも、世界11都市のKOTRA事務所に設置された海外知識財産センター(IP-DESK)を通じて現地における商標権取得費用を支援するとともに、現地の商標ブローカー活動をモニタリングして当該会社が迅速対応できるようにする等、K-ブランド事業を拡大する計画だ。

* IP-DESK 運営予算：(2015)25.3億ウォン→(2016)27.6億ウォン

K-ブランド保護支援予算：(2015)モデル事業→(2016)5億ウォン

** IP-DESK 設置地域： ニューヨーク、ロサンゼルス、東京、フランクフルト、北京、上海、青島、広州、瀋陽、バンコク、ホーチミン

また、海外で発生する知財権紛争への対応や事前予防のために特許庁では、輸出企業を対象に法律支援と特許分析等の知財権コンサルティングも昨年より33%増えた90億ウォンを支援する計画だ。

* 紛争予防コンサルティング予算：(2015)68.0 億ウォン→(2016)90.2 億ウォン

特許庁のパク・ソングン産業財産保護協力局長は「海外知財権紛争の際に IP-DESK、K-ブランド支援、紛争予防コンサルティング等の特許庁支援事業を積極的に活用してほしい」と話した。

3-2 特許庁・関税庁、模倣品取締り強化策を議論

韓国特許庁(2016.2.24.)

特許庁と関税庁は、昨年海外の税関と韓国ブランド保護に向け協力した結果、韓国ブランド模倣品の取り締まりが大幅に増加したと明らかにした。

- * 中国・香港税関との知財権実務会議(4月)、中国・香港税関公務員の招待研修(8月)、
アジア主要国税関における知的財産権登録制度のマニュアル発行(7月)、企業説明会(8月)等

2015年、香港税関による韓国ブランド模倣品に対する取り締まり実績は、前年比10倍以上増加した144万ドル(約17億ウォン)に達しており、タイ税関も5億ウォン相当の韓国企業化粧品の模倣品取り締まりを行った。

- * 香港税関の韓国ブランド模倣品取り締まり：(2014年)105,247ドル
→(2015年)1,441,207ドル

また、韓国企業が2015年に中国税関に新たに登録した知識財産権は112件と、2014年39件に比べ約3倍に増加し、今後中国税関において韓国ブランド模倣品に対する取り締まりが強化されると見られる。

- * 中国税関年度別新規登録現況：(2012年)16件→(2013年)17件→(2014年)39件
→(2015年)112件

韓国を始めとする多くの国は、知財権侵害物品の国際取引禁止のために税関を通じた知的財産権登録制度を運営している。

特許庁と関税庁は2月24日、政府大田庁舎にて「特許庁・関税庁政策協議会」を開催し2016年の協力策について議論した。

今回の協議会で両機関は、海外の税関と定期的な交流・協力により侵害情報を共有す

るとともに、現地で主に流通される韓国ブランド正規品に関する模倣品識別情報を取締り公務員に提供する機会を拡大する一方で、税関の取締り公務員を招待して韓国企業との交流を強化することにした。

米国・欧州・日本の税関との間では、模倣品の国際流通に関する情報共有及び共同対応策作りを推進し、先進国税関における知的財産権登録及び取り締まり制度に関する資料を作成して韓国企業に配布する等、広報活動も強化する計画だ。

特許庁のパク・ソンジュン産業財産保護協力局長は、「国境段階での模倣品の取り締まりのためには、商標権を現地の税関に登録することが非常に重要となり、特許庁の登録費用支援*を積極的に利用してほしい」と呼びかけた。

- * 中堅・中小企業対象企業別年間 8 件限度内で、税関知財権登録費用の 50%まで支援(1 件当たり支援限度:中国・タイ 300 ドル、ドイツ・ベトナム 1,000 ドル、米国 500 ドル、日本 700 ドル)

関税庁のイ・ミョング通関支援局長は、「韓国企業が海外の税関を通じて知的財産権の保護を受けるために必要な情報を提供し、海外の税関との協力関係を強化して韓国ブランドの知的財産権侵害に即時対応していくつもりだ」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 自治体のブランド開発及び商標権登録が活発

韓国特許庁(2016. 2. 22)

各自治体は、記憶に長く残り、当地域を知らせる象徴的なスローガンの開発に積極的に取り組んでいる。地域住民の権利保護及び地域の競争力強化のために開発された自治体共同ブランドの商標権登録が 1 万 7 千件に上る等、いわゆる「自治体ブランド全盛時代」が到来している。自治体共同ブランドには、ユニークなシンボルを始め、スローガン、農・特産物ブランド等、非常に多様なものがある。

自治体が開発したブランドを見ると、ハングルと英語を混じって使う場合が多い。例えばソウルの場合、想像の動物である「ハッチ(Haechi)」の形状とその英文字を使っている。釜山は進取的な気概を表現した「Dynamic BUSAN」を掲げ、大邱は多彩で多様さを目指すという意味で「Colorful DAEGU」という英文字を採用している。

特許庁が 2015 年末時点全国 17 広域自治体及び 228 基礎自治体を対象に自治体共同ブランド保有現況を全数調査したところによると、商標 12,340 件、サービス標 3,440 件、業務標章¹1,374 件等、計 17,154 件の商標権を保有していることが分かった。

市・郡・区を含める広域自治体別の商標権保有現況では、全羅南道が 2,598 件(商標 1,924、サービス標 544、業務標章 130)と 1 位を占め、次いで慶尚北道が 2,388 件(商標 1,716、サービス標 550、業務標章 122)、江原道が 2,091 件(商標 1,534、サービス標 387、業務標章 170)を保有している。

また、基礎自治体別の商標権保有現況では、慶尚北道安東市が 391 件(商標 217、サービス標 173、業務標章 1)と 1 位を占め、全羅南道潭陽郡が 381 件(商標 302、サービス標 71、業務標章 8)、順天市が 288 件(商標 188、サービス標 76、業務標章 24)と、それぞれ 2 位と 3 位となった。

このように自治体で多くの商標権を保有しているのは、当該自治体が地域の特性や歴史的特性を生かした自治体のシンボル、スローガン、祭り、地域特産物等を商標権に登録して地域住民の権利を保護する一方で、地域経済を活性化させようとする意志がその背景にあると分析されている。

最近では、このような自治体商標について、当該自治体の特産物を生産する企業と協同組合等が自社のブランドに連携して使用するケースが増えている。ブランド間の連携・融合を通じて実質的な自治体広報や製品・サービス販売につなげることを目的としている。

特に、無形財産に対する重要性が強調され、自治体間のブランド競争が激しくなり、このような動きは今後も続く見通しだ。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「自治体別の商標権は地域で生産・加工・販売される農・特産物に対する権利を確保するものであるため、各自治体は着実なブランド管理により新しい市場を開拓することはもちろん、名品ブランドに育成させる必要がある」と助言した。

¹ 自治体等のように非営利を目的に業務を営んだ者が自分の業務を表象するために使用する標章

4-2 出願人の利便性向上に向け、商標審査制度を改善

韓国特許庁(2016. 2. 22)

特許庁は、商標審査で指定商品の補正許容範囲を拡大し、意見書提出期間の延長期限を増やす等、出願人の利便性向上向け、商標審査制度を改善したと 22 日明らかにした。

これまでは、包括商品名称は変えずにその商品の範囲に含まれる指定商品を追加する場合、最初の出願の要旨が変更されたものとみなし、補正を認めなかったが、今回の見直しで可能になった。

例えば、出願人が最初の出願時に包括名称である「衣類」のみ記載していたが、商標権紛争に備え、自分の権利範囲を明確にするため、「紳士服」を追加する補正をした場合、従来の審査基準では補正が許されなかった。そのため、最初出願した商標の権利範囲が変動しなかったにもかかわらず、指定商品を追加するためには再び商標を出願しなければならない不便があった。

しかし、見直された基準では、最初出願時に記載した商品の権利範囲内で指定商品を追加することが可能となり、出願人の手間と経済的負担が削減できるようになった。特許庁としても審査する際に補正を不認定することにより発生する行政の無駄を減らすことができるようになった。

また、出願人の意見書提出期間の延長期限を拡大し、情報提供者が提出した情報の活用有無の通知時期も国民の立場に立って調整した。

従来、出願人は意見書提出期間を 2 ヶ月しか延長できなかったが、今年からは意見書提出期間満了日から 4 ヶ月を超えない範囲内で提出期間の延長を受けることができる。

これまでは、先登録商標のために拒絶される危機に直面した商標出願者が先登録商標の譲渡を受ける際に、時間が足りなくて交渉に困難を抱えるケースがあったが、今年からは譲渡交渉に時間的余裕を持つことができるようになる。

さらに、商標登録出願審査において第 3 者の情報提供がある場合、出願公告決定と同時に必ず審査結果と情報活用有無を情報提供者に通知するようにして、情報を提供した人が異議申し立ての機会を逃さないようにした。

これまでは、1 次審査決定の前に情報提供がある場合、拒絶理由通知等 1 次審査決定

時に情報活用の有無を通知すれば、出願公告の時には通報する必要がなかったため、情報提供者がともすれば、異議申請の機会を逃す恐れがあった。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は、「審査基準と取扱い規定の改正により、出願人は商標登録拒否理由を克服するのにもっと時間的な余裕を持って対応できるようになり、指定商品の補正も簡単にできるようになった。これからも特許庁は、出願人の利便性を向上できる改善事項を発掘し続け、審査基準等に積極的に反映する計画だ」と述べた。

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム